

第60回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

当社 2階FFホール
神戸市中央区港島中町6丁目13番地4
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

昨年と会場が異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策（事前警告型ライツ・プラン）継続の件

フジッコ株式会社

証券コード：2908

おいしさ、けんこう、
つきつき、わくわく。))



新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.fujikko.co.jp/>

**今回は、お土産のご用意及び
商品展示会はございません。**

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4

フジッコ株式会社

代表取締役社長 福井 正一

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び兵庫県による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認いただき、2020年6月22日（月曜日）正午までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目13番地4
当社 2階FFホール

3. 目的事項

報告事項

- 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策（事前警告型ライツ・プラン）継続の件

以 上

議決権行使についてのご案内



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2020年6月22日（月曜日）正午到着分まで



インターネットによるご行使

当社議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。



行使期限 2020年6月22日（月曜日）正午送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の **当社ウェブサイト** に掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況」、「株式会社への支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の **当社ウェブサイト** に掲載いたしますのでご了承ください。

📄 **当社ウェブサイト** : <https://www.fujicco.co.jp/>

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月22日(月曜日)正午送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用
QRコード

見本

ログインID
仮パスワード

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- 2回目以降のログインの場合
- スマートフォンの機種によりQRコードでログインができない場合

次頁へ

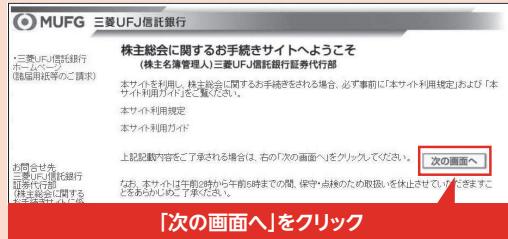
QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

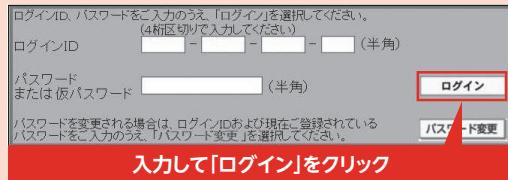
1 議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>



2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」
「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。



携帯電話による議決権行使



議決権行使サイトへアクセス

<https://evote.tr.mufig.jp/>

セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

【ご注意事項】

- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの費用も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、**2020年6月22日(月曜日)正午送信分**まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦など海外経済の影響を受けつつも雇用や所得環境は緩やかな回復基調を続けていましたが、昨年末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により国内外の経済は混乱を極めました。

食品業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うサプライチェーンの不安定化や消費行動の変化への対応が求められるなど、より一層厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、当グループにおきましては、健康、美味しさ、安心・安全の企業理念に合う製品の安定供給を行い、食を通じて皆さまの健康に貢献し続けることに全グループ一丸となって取り組みました。

売上高は、豆製品、デザート製品が前年実績を下回りましたが、惣菜製品、昆布製品、ヨーグルト製品が前年実績を上回ったことから、661億71百万円（前期比3.2%増）となりました。

利益面では、人件費、外注費、荷造運賃及び減価償却費等の増加により売上原価率、販管費率ともに上昇したことから、営業利益は44億89百万円（前期比13.9%減）、経常利益は48億38百万円（前期比12.8%減）となりました。また、特別損失として減損損失7億80百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は31億円（前期比26.0%減）となりました。

連結業績ハイライト

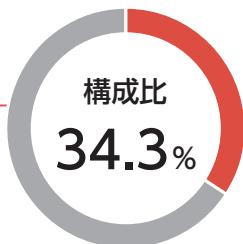
売上高	661億71百万円 (前期比3.2%増) ▲	営業利益	44億89百万円 (前期比13.9%減) ▼
経常利益	48億38百万円 (前期比12.8%減) ▼	親会社株主に 帰属する 当期純利益	31億00百万円 (前期比26.0%減) ▼

2. 製品分類別売上高の概況

惣菜製品

主な内容

日配惣菜、おかず畑惣菜、調味食品、中華惣菜



惣菜製品では、2019年8月1日より連結子会社となった株式会社フーズパレットの中華惣菜の売上高15億12百万円が加わったことや、包装惣菜では「おぼんざい小鉢」シリーズにおいて食べ応えのある大きな具材を使用した深型容器タイプ等のラインアップを拡充したことから、惣菜製品の売上高は226億84百万円（前期比8.1%増）となりました。



昆布製品

主な内容

ふじっ子煮、ふじっ子、純とろ、だし昆布



昆布製品では、新元号、秋の行楽、受験シーズンの年間を通じた「よろこんぶキャンペーン」を実施しました。また、首都圏及び近畿圏において佃煮「ふじっ子煮」のTVCMを放映したことや、塩こんぶが継続して堅調に推移したことから、昆布製品の売上高は180億60百万円（前期比1.8%増）となりました。



豆製品

主な内容

おまめさん、豆小鉢、
水煮・蒸し豆

構成比
20.8%

豆製品では、大豆の健康効果の訴求により水煮・蒸し豆が伸長したものの、主力である煮豆が前年実績を下回ったため、豆製品の売上高は137億67百万円（前期比1.5%減）となりました。



ヨーグルト製品

主な内容

「カスピ海ヨーグルト」
善玉菌のチカラ（サプリメント）

構成比
10.4%

ヨーグルト製品では、通販チャンネルのサプリメント「善玉菌のチカラ」が前年実績を下回りましたが、量販チャンネルの「カスピ海ヨーグルト脂肪ゼロ」を9月より北海道産生乳100%にリニューアルしたことや、受験シーズンに合わせてSNSを活用した「願掛け勝つピ海ヨーグルトキャンペーン」等を実施したことから、ヨーグルト製品の売上高は69億7百万円（前期比1.5%増）となりました。



デザート製品

主な内容

フルーツセラピー

構成比

4.8%

デザート製品では、「フルーツセラピー」シリーズにおいて、期間限定商品「温州みかん」等の投入により品群全体の活性化に注力しましたが、デザート製品の売上高は31億65百万円（前期比2.8%減）となりました。



その他製品

主な内容

通販商品、ワイン、
機能性素材

構成比

2.4%

その他製品は、通販商品、ワイン、機能性素材等の販売を行っております。その他製品の売上高は15億86百万円（前期比15.8%増）となりました。



3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、56億56百万円となりました。主なものは、鳴尾工場の「大豆で作ったヨーグルト」の生産設備であります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資又は社債の発行等による資金の調達はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第57期 2017年 3月期	第58期 2018年 3月期	第59期 2019年 3月期	第60期 2020年 3月期
売 上 高 (百万円)		60,860	62,917	64,145	66,171
経 常 利 益 (百万円)		5,703	5,728	5,546	4,838
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		3,791	4,023	4,189	3,100
1株当たり当期純利益		126円92銭	134円57銭	140円02銭	103円58銭
総 資 産 (百万円)		73,436	78,327	79,984	81,068
純 資 産 (百万円)		60,903	64,972	66,938	68,376
1株当たり純資産		2,036円41銭	2,170円35銭	2,234円84銭	2,282円90銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第59期（2019年3月期）の連結会計年度の期首から適用しており、第57期（2017年3月期）及び第58期（2018年3月期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。
5. 1株当たり純資産の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

6. 対処すべき課題

国内経済は、国内外で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響による実体経済への影響の大きさが計り知れず、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われれます。

食品業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場環境の急速な変化への柔軟な対応、製品の安定的な供給体制の確保が求められるなど、より一層厳しい経営環境となるものと思われれます。

このような状況下、当グループにおきましては、食品メーカーとしてサプライチェーンの維持確保に努めるとともに、従業員の安全に配慮した危機管理体制を強化してまいります。また、本年4月1日よりマーケティング本部をコア事業本部に改組し、将来を見据えたゆるやかな事業部制に変更することで各事業の業務執行責任を明確にし、おかず、ヨーグルトの成長事業の拡大加速とともに、昆布と豆の収益基盤の再強化にも徹底して取り組めます。

なお、当グループは2020年3月期から2022年3月期までの中期3か年計画の下、「飛躍への加速」の実現に取り組んでおります。

【中期3か年計画の戦略ポイント】

- ① 既存の枠を超える価値創造
新チャンネル・新技術・ESG等の枠組みを超えた取り組みにより飛躍を加速させます。
- ② 選択と集中
コア商品の圧倒的競争力をつけながら、成長事業への積極投資と商品整理、生産統廃合による合理化を進めます。
- ③ 収益力の再強化
工場の再編、生産ラインの自動化・効率化を図るだけでなく、業務の外部委託も含め生産性を高めるとともに、調達コストの低減を進め、収益力の再強化を図ります。
- ④ 研究・開発体制の再強化
開発DNAを承継していくとともに、新たな分野の開発に挑戦します。
- ⑤ 人材育成と組織改革
事業拡大計画に沿った組織対応と階層別人材育成を計画的に実施します。
- ⑥ 働き方改革の推進
社内の意識改革を進め、収益力強化につながる“質の向上”を実現します。

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
フジッコワイナリー株式会社	96	100	酒類 (ワイン) の製造及び販売 デザート製品の製造
味 富 士 株 式 会 社	30	100	贈答品及びヨーグルト製品の販売
株式会社フーズパレット	90	100	中華惣菜の製造及び販売

(注) 当社は2019年8月1日付で株式会社フーズパレットの全発行株式を取得し、100%子会社化いたしました。

8. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品を主体とした食品加工業を主な事業としております。

9. 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

1. 当社の主要な営業所及び工場

名 称	所在地
本 社	神戸市中央区
後 楽 園 オ フ ィ ス	東京都文京区
西 宮 オ フ ィ ス	兵庫県西宮市
埼 玉 オ フ ィ ス	埼玉県春日部市
札 幌 営 業 所	札幌市清田区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
広 島 営 業 所	広島市西区
福 岡 営 業 所	福岡市南区

名 称	所在地
北 海 道 工 場	北海道千歳市
関 東 工 場	埼玉県加須市
東 京 工 場	千葉県船橋市
横 浜 工 場	横浜市緑区
鳴 尾 工 場	兵庫県西宮市
和 田 山 工 場	兵庫県朝来市
浜 坂 工 場	兵庫県美方郡
境 港 工 場	鳥取県境港市

2. 子会社の主要な営業所及び工場

フジッコワイナリー株式会社	山梨県甲州市
味 富 士 株 式 会 社	神戸市中央区
株式会社フーズパレット	神戸市中央区

10. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,176名	77名増

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,617名（期末在籍者）を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,084名	27名増	39.7歳	15.3年

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,201名（期末在籍者）を雇用しております。

11. 主要な借入先（2020年3月31日現在）

金融機関等からの借入金はありません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 108,000,000株
2. 発行済株式の総数 34,991,521株
3. 株主数 17,579名
4. 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社ミニマル興産	6,194	20.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,787	5.94
福井正一	1,021	3.40
株式会社三菱UFJ銀行	895	2.97
住友生命保険相互会社	854	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	695	2.31
田中久子	616	2.05
日本生命保険相互会社	550	1.83
株式会社三井住友銀行	494	1.64
繁畑友章	475	1.58

(注) 1. 当社は、自己株式4,940,649株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

2. 持株比率は、自己株式4,940,649株を控除して計算しております。

なお、当該自己株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP) 導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)」が保有する当社株式99,300株は含まれておりません。

3. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2018年4月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2018年4月9日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、前記4.大株主の記載は株主名簿によっております。

大量保有者	保有株式数（千株）	発行済株式の総数に対する保有割合（%）
株式会社三菱UFJ銀行	895	2.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	857	2.45
三菱UFJ国際投信株式会社	66	0.19
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	62	0.18
合 計	1,880	5.37

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（2020年3月31日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E□）」が保有する当社株式数は99,300株であります。

3 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 取締役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福井正一	
常務取締役	籠谷一徳	生産担当
常務取締役	石田吉隆	営業担当兼営業本部長
常務取締役	山田勝重	管理担当兼管理本部長
取締役	荒田和幸	開発・マーケティング担当兼新事業開発室長
社外取締役	渡邊正太郎	公益社団法人経済同友会終身幹事
取締役（常勤監査等委員）	藤澤明	
社外取締役（監査等委員）	石田昭	株式会社京写社外監査役
社外取締役（監査等委員）	曳野孝	京都大学経営管理大学院客員教授、 コッチ大学管理科学・経済学部併任教授

- (注) 1. 取締役渡邊正太郎氏、石田 昭氏及び曳野 孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、3氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役渡邊正太郎、石田 昭及び曳野 孝の3氏が兼職している他の法人と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員石田 昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、藤澤 明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 当事業年度中の取締役の異動

1. 就任

該当事項はありません。

2. 退任

2019年6月25日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役奥平武則氏は退任いたしました。

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

4. ご参考

当事業年度末日後の取締役の担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
籠谷 一徳	—	生産担当	2020年4月1日
石田 吉隆	—	営業担当兼営業本部長	2020年4月1日
山田 勝重	—	管理担当兼管理本部長	2020年4月1日
荒田 和幸	コア事業本部長	開発・マーケティング担当兼新事業開発室長	2020年4月1日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 取締役の報酬等の総額

区 分	人数 (名)	役員報酬 (百万円)	役員賞与 (百万円)	ストック オプション (百万円)	支給総額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	7 (1)	126 (7)	- (-)	- (-)	126 (7)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	26 (12)	- (-)	- (-)	26 (12)
合 計	10	153	-	-	153

- (注) 1. 上記には、当該事業年度中に退任した取締役を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
 3. 当事業年度末現在の取締役 (監査等委員を除く。) の人数は6名、監査等委員である取締役の人数は3名であります。
 4. 上記のうち、社外取締役3名に対する報酬は19百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

1. 社外取締役

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	渡 邊 正太郎	当期開催の取締役会14回全てに出席し、社外取締役として、また経営者の見地及び財界での幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。

2. 社外取締役 (監査等委員)

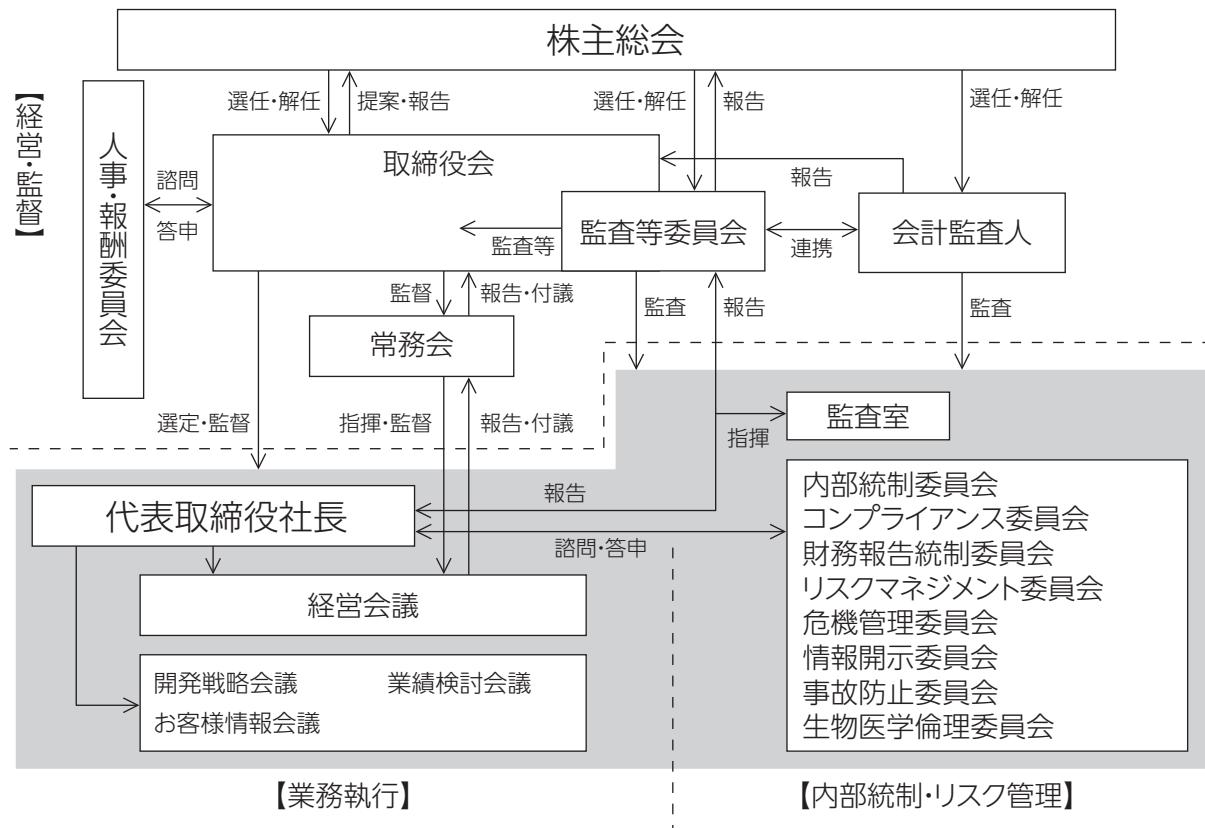
区 分	氏 名	主な活動状況
監査等委員である取締役	石 田 昭	当期開催の取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回全てに出席し、独立役員として、また長年の監査経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。
監査等委員である取締役	曳 野 孝	当期開催の取締役会14回全て、監査等委員会14回全てに出席し、独立役員として、また経営戦略に関する高い見識、豊富な経験、客観的な視点からの発言を行っております。

6. コーポレート・ガバナンスに関する事項

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）の皆様からの期待と信頼に応えるため、法令を遵守し、倫理観を持って企業の社会的責任を果たすこと、また、迅速で正確な情報把握と意思決定及び適時な情報開示を行い、事業活動を通して適切な利益を確保し、フジッコブランドの強化、資産の有効活用を通して、企業価値を高めていくことであります。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制



2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。併せて、独立社外取締役を選任することにより、業務執行を適切に監督する機能を強化していること、また執行役員制度の採用により、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備してまいります。

当社は企業統治の体制として、株主総会、取締役会、代表取締役、監査等委員会、会計監査人を設置しております。会社法上の法定の機関の他に、常務会、経営会議、任意の人事・報酬委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、財務報告統制委員会、リスクマネジメント委員会、危機管理委員会、情報開示委員会、事故防止委員会、生物医学倫理委員会、監査室等を設置しております。

3. 社外役員の独立性

当社は、職務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の職務執行を適切に監査する観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材を社外取締役とする方針としております。さらに、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外取締役を独立役員に指定しております。

(独立性判断基準)

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1) から (4) までに掲げる者
 2. 当社又は当社の子会社の業務執行者
 3. 最近1年間において、2に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

4. 取締役候補者の指名並びに取締役の報酬に関する方針と手続

当グループは、これまで取締役が担う経営と執行の実態を踏まえ、取締役が経営に従事し、執行部分を執行役員に委譲する上で取締役の減員を段階的に進め、取締役会において取締役候補者の指名並びに取締役の報酬等について少数で透明・公正かつ十分な議論・意見交換ができる環境整備に取り組んでまいりました。さらに、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、「任意の人事・報酬委員会」を設置しております。

(取締役候補者の指名に関する方針)

取締役会全体のバランスを配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。取締役候補者の員数は、定款で定める12名以内の適切な人数とする。

- (1) 当グループの持続的な企業価値の向上に資するという観点から経営の監督にふさわしい者
- (2) 取締役としての人格識見に優れ、誠実な業務執行に必要な意思決定能力が備わっている者
- (3) 心身ともに健康であり、取締役として、その業務を誠実に執行するために必要な時間を確保できる者
- (4) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当しない者

(取締役候補者の指名に関する手続)

独立社外取締役、独立社外取締役監査等委員、代表取締役及び人事担当取締役で構成する任意の人事・報酬委員会において指名の方針に基づいて選定された取締役候補者案を取締役会において承認し、取締役候補者については株主総会に議案として上程され、採決を受けるものとする。

また、会社法第344条の2第1項に基づき、監査等委員である取締役の選任議案を株主総会に提出する場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。

(取締役の報酬に関する方針)

取締役の報酬等は、会社業績及び個々の業績との連動性を高めることにより、取締役の継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションの高揚を促し、企業価値の向上を図ることを方針とする。

取締役の報酬等は、基本報酬及び株式報酬で構成される。

- (1) 基本報酬・・・定額制とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会に基本報酬の総額の上限を上程して採決を受ける。
- (2) 株式報酬・・・前事業年度の全社業績達成度により、役位別の基本交付株式数の0～100%の範囲で給付する。但し、非業務執行取締役（社外取締役、監査等委員である取締役）を除く。

(取締役の報酬に関する手続)

独立社外取締役、独立社外取締役監査等委員、代表取締役及び人事担当取締役で構成する任意の人事・報酬委員会において報酬の方針に基づいて個人別の支給額・交付株式数の原案を作成・検討の上、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会の決議により決定するものとする。

また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会にて決議された総額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定するものとする。

(監査等委員会の意見)

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任及び報酬について、上記に記載の方針及び手順が適切になされていることを確認しております。

5. 政策保有株式の保有方針

当社は、取引関係がなく安定株主の形成等を目的とした、いわゆる「持ち合い株式」を保有しておらず、また、今後も保有いたしません。それゆえ、政策保有株式について、取引の関係維持・強化など保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

政策保有株式の売却については、当社の安定的な企業価値向上に資するか否かの定性的な観点のほか、評価差益や配当収益等の定量的な観点も踏まえ、毎年取締役会で検討しております。

なお、2020年4月27日開催の取締役会にて、2020年3月末日現在の当社の「政策保有株式」全ての保有の適否にかかる検証を実施いたしました。

また、政策保有株式の議決権行使は、その議案が発行会社の持続的成長に資するかどうか、株主利益を尊重した適切なコーポレート・ガバナンス体制の構築が進んでいるかどうか、また株主利益を軽視する事態が発生した場合はコーポレート・ガバナンスの改善に資する内容であるかどうかなどを総合的に勘案して行ってまいります。

6. 取締役会の実効性評価

各取締役は自己の判断において業務執行確認書を記載し、監査等委員会に提示しております。取締役会の取締役による自己評価を実施し、その結果を集計して社外取締役と協議を行い、取締役会の運営を改善する体制を取っております。当社は、2019年12月～2020年3月に取締役を対象に取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。その結果の概要は以下の通りです。

(評価の実施方法)

取締役全員に対するアンケート（全4区分・28項目）の実施（2019年12月）

アンケートの区分は以下の通りです。

- (1) 取締役会の構成（員数、適性等）
- (2) 取締役会の運営（年間スケジュール、開催頻度、時間、議長のリーダーシップ、雰囲気等）
- (3) 取締役会の議題（提案時期、審議内容、コーポレート・ガバナンスにかかる議論等）
- (4) 取締役会を支える体制（情報提供、事務局のサポート、コミュニケーション、トレーニング等）

全取締役による自己評価結果のディスカッションと課題の抽出（2020年2月）

今後の改善方向の確認（2020年3月）

(評価結果の概要)

当社取締役会としては、上記を踏まえて議論した結果、(1)～(4)の全ての区分において、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会は有効であったと評価いたしました。

前年度に実施した調査から改善が見られた項目は以下の通りです。

- ・ 取締役会の年間スケジュール、予想される審議事項についての事前決定
- ・ 企業価値向上のためのディスカッション機会の増加
- ・ 内部統制並びにリスク管理体制の整備・拡充

今回の実効性評価において抽出された今後の課題は「独立社外取締役の在任期間」「任意の人事・報酬委員会の透明性・実効性向上」「後継者育成計画の策定」「中期経営（事業）戦略ディスカッション」「内部監査部門との連携強化」であります。

「独立社外取締役の在任期間」については、再任が重なり在任期間が長期化することを避け、社外取締役に期待される独立性に疑義が生じ得ることに配慮した最大の期間（8年）を設定することといたしました。

「任意の人事・報酬委員会の透明性・実効性の向上」については、「任意の人事・報酬委員会」の開催内容について取締役会で報告することといたしました。

「後継者育成計画の策定」については、取締役会で定期的にディスカッションを行うことといたしました。

「中期経営（事業）戦略ディスカッション」については、中期経営計画の進捗確認と戦略そのもののディスカッションを取締役会で実施することといたしました。

「内部監査部門との連携強化」については、業務執行取締役との意見交換会の開催とともに、内部監査機能担当取締役として最高財務責任者（CFO）が兼務することを決定いたしました。

当社取締役会は、今回の実効性評価に基づく課題に対し、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでまいります。

7. 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニング等は、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新等を目的とし、自ら研鑽するのを補完することを原則として認識しております。

当社は、取締役並びに執行役員には、社外のセミナーの出席や外部講師を招いての勉強会の実施等を通して必要な知識取得とスキルアップをサポートする方針です。

これまで、取締役並びに執行役員のトレーニングとして、外部講師を招いて「取締役の義務と責任」「企業価値向上」「SDGsとESG投資」の勉強会を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	33,414
現金及び預金	14,605
受取手形及び売掛金	9,828
商品及び製品	946
仕掛品	335
原材料及び貯蔵品	7,348
その他の流動資産	350
貸倒引当金	△2
固定資産	47,654
有形固定資産	41,483
建物及び構築物	13,586
機械装置及び運搬具	11,285
工具器具及び備品	388
土地	14,074
建設仮勘定	2,148
無形固定資産	349
投資その他の資産	5,821
投資有価証券	3,941
繰延税金資産	340
その他の投資等	1,546
貸倒引当金	△7
資産合計	81,068

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,246
買掛金	3,928
未払金	5,052
未払法人税等	1,023
未払消費税等	6
賞与引当金	494
預り金	156
その他の流動負債	585
固定負債	1,445
長期未払金	199
退職給付に係る負債	1,183
従業員株式給付引当金	61
負債合計	12,691
純資産の部	
株主資本	67,273
資本金	6,566
資本剰余金	7,499
利益剰余金	60,118
自己株式	△6,910
その他の包括利益累計額	1,102
その他有価証券評価差額金	1,191
退職給付に係る調整累計額	△88
純資産合計	68,376
負債・純資産合計	81,068

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		66,171
売上原価		39,691
売上総利益		26,480
販売費及び一般管理費		21,991
営業利益		4,489
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	175	
受取賃貸料	102	
売電収入	52	
その他の営業外収益	72	404
営業外費用		
支払利息	2	
賃貸費用	27	
売電費用	22	
その他の営業外費用	2	54
経常利益		4,838
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	858	
国庫補助金等収入	80	966
特別損失		
固定資産処分損	180	
投資有価証券売却損	15	
減損損失	780	
その他の特別損失	6	983
税金等調整前当期純利益		4,821
法人税、住民税及び事業税	1,647	
法人税等調整額	73	1,720
当期純利益		3,100
親会社株主に帰属する当期純利益		3,100

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,816
現金及び預金	14,351
受取手形	0
売掛金	9,617
商品及び製品	893
仕掛品	280
原材料及び貯蔵品	7,297
前払費用	128
未収入金	130
その他の流動資産	119
貸倒引当金	△2
固定資産	47,544
有形固定資産	40,705
建物	12,743
構築物	842
機械装置	11,281
車両運搬具	3
工具器具及び備品	388
土地	13,295
建設仮勘定	2,148
無形固定資産	346
特許権	4
商標権	13
ソフトウェア	231
その他の無形固定資産	97
投資その他の資産	6,492
投資有価証券	3,915
関係会社株式	202
関係会社長期貸付金	555
長期前払費用	114
繰延税金資産	301
その他の投資等	1,411
貸倒引当金	△7
資産合計	80,361

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,808
買掛金	3,832
未払金	5,017
未払費用	211
未払法人税等	752
未払事業所税	59
賞与引当金	476
預り金	67
その他の流動負債	391
固定負債	1,268
長期未払金	199
退職給付引当金	1,007
従業員株式給付引当金	61
負債合計	12,077
純資産の部	
株主資本	67,089
資本金	6,566
資本剰余金	7,499
資本準備金	1,006
その他資本剰余金	6,493
利益剰余金	59,933
利益準備金	635
その他利益剰余金	59,298
別途積立金	34,340
特別償却準備金	27
繰越利益剰余金	24,931
自己株式	△6,910
評価・換算差額等	1,194
その他有価証券評価差額金	1,194
純資産合計	68,284
負債・純資産合計	80,361

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,226
売上原価		38,936
売上総利益		25,290
販売費及び一般管理費		20,641
営業利益		4,648
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	223	
受取賃貸料	110	
売電収入	52	
その他の営業外収益	66	454
営業外費用		
支払利息	1	
賃貸費用	34	
売電費用	22	
その他の営業外費用	1	61
経常利益		5,042
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	858	
国庫補助金等収入	80	966
特別損失		
固定資産処分損	171	
投資有価証券売却損	15	
関係会社株式評価損	802	
減損損失	47	
その他の特別損失	6	1,043
税引前当期純利益		4,965
法人税、住民税及び事業税	1,673	
法人税等調整額	△3	1,669
当期純利益		3,295

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

フジッコ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジッコ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジッコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

フジッコ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジッコ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所・工場等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役へ報告及び説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

フジッコ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 藤澤 明 ㊟
監査等委員 石田 昭 ㊟
監査等委員 曳野 孝 ㊟

(注) 監査等委員 石田 昭及び曳野 孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、安定的な配当の継続を重視することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、創業60周年記念と財政状態等も含めて総合的に判断し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき19円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 21円 (普通配当19円、記念配当2円) 配当総額 631,068,312円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月24日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が任期満了となります。経営陣の更なる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	取締役会出席状況
1	再任 福井正一（満57歳）	代表取締役社長	100%（14回／14回）
2	再任 籠谷一徳（満60歳）	常務取締役	100%（14回／14回）
3	再任 石田吉隆（満59歳）	常務取締役	100%（14回／14回）
4	再任 山田勝重（満64歳）	常務取締役	100%（14回／14回）
5	再任 荒田和幸（満56歳）	取締役	100%（14回／14回）
6	再任 渡邊正太郎（満84歳）	社外 独立 社外取締役	100%（14回／14回）
7	新任 小瀬昉（満73歳）	社外 独立	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

候補者番号 **1** ^{ふく い まさ かず}
福井 正一 1962年9月11日生（満57歳）



所有する当社の普通株式数

1,021,863 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

24年

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社

1996年6月 当社取締役

2000年6月 当社常務取締役

2002年6月 当社専務取締役

2004年6月 当社代表取締役社長

現在に至る

取締役候補者とした理由

2004年6月に当グループ代表取締役社長に就任以来、企業価値向上をめざし強いリーダーシップを発揮し、業績を向上させてきた実績から、当グループがグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値を高めるために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2** ^{かご たに かず のり}
籠谷 一徳 1959年9月5日生（満60歳）



所有する当社の普通株式数

12,940 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

16年

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社

2004年6月 当社取締役

2008年6月 当社常務取締役

現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、営業や生産部門の要職を歴任し、豊富な会社経営の経験を有し、その経験と能力を当グループの経営に十分に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

いし だ よし たか
石田 吉隆

1960年12月4日生（満59歳）

所有する当社の普通株式数

7,100 株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役在任期間

13年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

1983年4月 当社入社
2007年6月 当社取締役
2017年6月 当社常務取締役
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門をはじめ開発や経営企画の要職を歴任し、豊富な会社経営の経験と能力を当グループの経営に十分に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

やま だ かつ しげ
山田 勝重

1955年7月7日生（満64歳）

所有する当社の普通株式数

11,440 株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役在任期間

16年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

1978年4月 当社入社
2004年6月 当社取締役
2018年6月 当社常務取締役
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、生産、開発、人事・労務部門及びグループ子会社の取締役を歴任し、豊富な経験と見識を当グループの経営に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** あら た かず ゆき **荒田和幸** 1964年3月2日生（満56歳）



所有する当社の普通株式数

7,500 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

2年

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2015年4月 当社執行役員
2017年4月 当社上席執行役員
2018年6月 当社取締役
現在に至る

2020年4月 当社コア事業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、営業や商品企画部門の要職を歴任し、食品業界における豊富な経験と高い見識を当グループの経営に発揮できると判断したため、引き続き取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6** わた なべ しょう た ろう **渡邊正太郎** 1936年1月2日生（満84歳）



所有する当社の普通株式数

2,000 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

5年

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年6月 花王石鹼株式会社
(現花王株式会社)
代表取締役副社長

2006年5月 公益社団法人経済同友会終身幹事
現在に至る

2008年6月 当社社外監査役
2012年6月 当社社外監査役退任
2015年6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

経営者として、また財界での豊富な経験と幅広い見識を有し、当グループの経営基盤強化を図ることができると判断したため、引き続き社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

お ぜ
小 瀬 昉

あきら

1947年3月17日生（満73歳）



所有する当社の普通株式数

0 株

取締役会出席状況

—

取締役在任期間

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

新任

- | | | | |
|---------|--|---------|-------------------------------|
| 2002年4月 | ハウス食品株式会社（現ハウス食品グループ本社株式会社）
代表取締役社長 | 2016年6月 | 一般社団法人食品産業センター
会長
現在に至る |
| 2009年4月 | 同社代表取締役会長 | | |
| 2014年6月 | 同社取締役相談役 | | |
| 2015年6月 | 同社会長
現在に至る | | |

社外取締役候補者とした理由

経営者として、また食品業界での豊富な経験と高い見識を有し、当グループの経営基盤強化を図ることができると判断したため、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち渡邊正太郎氏及び小瀬 昉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 当社は、渡邊正太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 小瀬 昉氏が取締役役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が、任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ふじ さわ
藤澤あきら
明

1958年5月16日生（満62歳）



所有する当社の普通株式数

3,600 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

監査等委員会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

1998年4月 当社入社

2018年6月 当社監査等委員である取締役
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、経営企画部門での豊富な経験を有し、当グループの経営に対する適切な監督を行うことができると判断したため、引き続き監査等委員である取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いし だ
石田

あきら
昭

1948年7月17日生（満71歳）



所有する当社の普通株式数

0 株

取締役会出席状況

93% (13回/14回)

監査等委員会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

- | | | | |
|---------|--------------------------|---------|--------------------------|
| 1992年5月 | 有限責任監査法人トーマツ代表社員（現パートナー） | 2013年6月 | 当社社外監査役 |
| 2012年7月 | 株式会社京写社外監査役
現在に至る | 2016年6月 | 当社社外監査役退任 |
| | | 2016年6月 | 当社監査等委員である社外取締役
現在に至る |

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な専門知識や経験を有し、当グループの監査体制強化を図ることができると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ひきの
曳野

たかし
孝

1950年10月18日生（満69歳）



所有する当社の普通株式数

0 株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

監査等委員会出席状況

100% (14回/14回)

取締役在任期間

4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任

- | | | | |
|---------|---------------------------------|---------|--------------------------|
| 1992年9月 | ハーバード・ビジネス・スクール
経営部門主任研究員 | 2016年4月 | 京都大学経営管理大学院客員教授 |
| 2015年8月 | コッチ大学管理科学・経済学部併
任教授
現在に至る | 2016年6月 | 当社監査等委員である社外取締役
現在に至る |
| | | 2020年4月 | 京都大学経営管理大学院特命教授
現在に至る |

社外取締役候補者とした理由

学者としての高い見識と豊富な経験は、当グループの監査体制強化を図る上で必要であると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者のうち、石田 昭氏及び曳野 孝氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 石田 昭氏及び曳野 孝氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 当社は、藤澤 明氏、石田 昭氏及び曳野 孝氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の当該契約をそれぞれ継続する予定であります。

第4号議案 買収防衛策（事前警告型ライセンス・プラン）継続の件

現在導入されている買収防衛策は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。つきましては、当社定款第48条第1項に基づき、買収防衛策の継続につきご承認をお願いするものであります。

I 企業価値の向上及び株主共同利益の確保に関する基本方針について

1. 経営理念

当グループは、健康創造企業として、専ら、日本伝統の食材を使った健康食品を社会に提供することで、幸せで健康な生活を実現することを企業理念（経営理念）としております。

そして、商品をお買い上げ頂くお客様を大切に、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護等の社会的責任を果たし、当グループのステークホルダー（株主の皆様、お客様、お取引先、従業員、地域社会等）の信頼に応えることを通じて、企業価値の向上を図っております。

2. 利益還元方針について

当グループは、お客様の健康・安全を最優先とする健康創造企業の継続及び成長を指向する経営方針の下、利益還元方針においては、目先の短期的な利益の追求ではなく、長期の安全で安定した商品の製造や開発等に必要となる投資、及び、天変地異（地震・台風・疫病流行等）や世界不況等の緊急事態においても事業の継続を可能とする内部留保等の蓄積を重視しております。

これを踏まえ、株主の皆様方への配当は、安定的な配当の継続を基本方針として、1株当たりの年配当額については、2018年3月期で36円、2019年3月期で38円を実現し、2020年3月期では年40円の配当を、また、2021年3月期も年40円の配当を予定しております。

3. 食品事業者としての公共的使命

当グループでは、食品事業者として、商品の安全かつ安定した供給に加え、環境保全、雇用確保及び納税等の重要な公共的使命を果たし続けることが企業価値向上の源泉となります。

4. 具体的な取り組みについて

当社は、食品安全検査室の設置により、遺伝子組換え大豆を使用しないための遺伝子組換え検査、残留農薬検査及びアレルギー物質検査等の自社検査体制を構築するなど、新しいテクノロジーに対応した万全の安全対策に必要となる多額の投資を積極的に行っております。

さらに、食に対する安全と安心を徹底的に追求する市場からのニーズにお応えするべく、トレーサビリティ（履歴管理）の開始、表示の正確性確保（アレルギー物質を含む。）のための仕様書の作成と管理活動等にも取り組むとともに、生産部門全体としてISO9001の認証取得を果たし、さらに、工場単位でもISO14001の認証取

得、「フジッコレポート」（事業・社会・環境・ガバナンス統合報告書）の作成等、品質保証体制や環境問題に取り組んで参りました。

加えて、2017年1月に「消費者志向自主宣言」を公表しました。これは消費者庁が推進する「消費者志向経営」の実現に向けた考え方や取り組み方針を表明するものです。経営の基本を『お客様の利益を第一に考える』事として、具体的な取り組みとして「事故防止委員会」を立上げ、新・品質保証マネジメント体制を構築しております。

Ⅱ 本プランの内容等について

1. 本プラン導入の目的

近時の資本市場では、買収対象の会社の経営陣と十分な協議や協議のための適正な手続を経ることなく、突如、不意打ち的に大量の株式を強引に買い付け、あるいは、形式的な手続には従いながらも、企業経営の具体的な方針は明確に説明せず、時間をかけて大量の株式を買い付け、経営権の奪取を強行し、又は、目論むという動向が顕在化しております。

当社としては、大量の株式買付の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的に、株主全体の意思が、手続上、適法に反映され、かつ、当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に資するものである限り、そのような買収行為自体を否定するものではありません。

しかし、そのような買収行為の中には、目的等から見て、企業価値や株主の共同利益を根本的に度外視した、所謂「短期的な投機（マネーゲーム）」と言わざるを得ないものが現に存在します。

買収行為が短期的な投機（マネーゲーム）と評価される場合、当該企業には、企業価値及び株主の共同利益を維持するために、適法かつ社会的に相当な防衛策の発動が認められております。

当グループの場合、企業価値を維持するためには、上記のとおり、経営理念や食品事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を実践し続けることが必要不可欠となります。すなわち、①ステークホルダーの利益を尊重し、信頼関係を維持・強化していくこと、②安定した経営基盤を確立し、安全対策を始めとする設備投資を継続的に推進すること、③新規健康商品の研究開発を間断なく継続すること等を、中長期的な視野で、具体的かつ継続的に実現していく経営が必要とされます。もし、例えば、買収者が資産の売却代金を原資に高額配当等を要求する場合には、当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益は損なわれること、論を待ちません。

そもそも、食品事業における商品は、千差万別の味覚や嗜好を有するお客様に支持して頂けるか否かが市場性を判断する重要な要素であり、その判断には、経験則上、広範囲かつ長期的に市場動向を見極めることが必要となり、加えて、お客様の健康及び安全が最優先とされます。

仮に、株主の皆様方が株式の大量買付の提案を受けた場合、当グループの企業価値を構成する様々な要素を十分に把握され、その諾否を短期間で適切に判断することは容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、企業価値及び株主の皆様方の共同利益の毀損を回避する目的で、当社株式の大量買付行為が行われる場合、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に、

買付行為に関する情報開示を求め、これにより株主の皆様方において判断して頂き、あるいは、当社取締役会において、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様方のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、本プランの導入を決定し、当社株主の皆様方のご承認を得て、本プランを継続して参りました。

なお、当社創業家（代表取締役福井正一）及びその関係者（以下「当社創業家関係者ら」といいます。）の当社株式の保有割合（自己株式を除く。）は、現在、計約26.07%ですが、保有割合は50%を下回っており（別紙2参照）、今後、当社株式に対して企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大量買付行為が行われる可能性は有り得るものと認められ、また、当社創業家関係者らの保有株式は、今後、譲渡又は相続等の諸事情により、さらに分散化が進む可能性が否定できないことから、必ずしも将来にわたって安定した地位を占めるものとまでは言えません。

2. 本プラン開始条件の相当性

本プランの手続が開始されるのは、つまり、買付者等に対抗して買収防衛策を講じるのか否かの検討が開始されるのは、後述します 3.(1)の一覧表（43頁）のとおり、原則として、買付者等による当社株式の保有割合が20%以上となる買付又は公開買付の場合です。

この保有割合20%以上という数値が設定された理由は、以下のとおりです。

当社は、創業以来、当社創業家の故山岸八郎が提唱した社是「創造一路（そうぞう ひとすじ）の下、健康創造企業の実現を目指し、また、2018年4月からは、新たに「フジッコの心」の企業理念を提唱し、当社従業員が一丸となって日々邁進してきた結果、まだまだ努力不足とのお叱りを受けるかもしれませんが、現在、株主の皆様方を始め、お客様、お取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーに対し、与えられた経済環境の中で、当社の企業価値を最大限に発展させているものと自負しております。商品生命の短い単なる人気商品をスポット的に上市するのではなく、健康を増進する食品を研究・開発し、商品化の上、日々の食材として、お客様に長く愛用されるためには、時間と労力を惜しまない忍耐強い取り組みが不可欠となります。

この取り組みの実績とノウハウを持たれない方が、単に財務諸表の数値を評価検討するだけで、長くお客様に愛される安全な健康食品を商品化して今まで以上の利益を収めることは、不可能であろうと断言できます。逆に、当社の資産を処分すれば、計算上、配当の増額は可能かもしれませんが、そのような計算は、長くお客様に愛用される安全な健康食品を商品化するという当社の健康創造企業としての経営理念を放棄しない限り、成り立ちません。つまり、そのような計算への固執は、健康創造企業を目指す当社の「フジッコの心」の企業理念や企業体質を、根本的に変質させることを意味します。

もし、そのような計算に固執される方が、当社の大株主となられて、当社の経営を支配しようと試みられる場合、当社の経営理念の下で長年にわたって形成されてきた当社の企業価値は、明らかに、毀損の危機に直面することになります。

そうしますと、当社の企業価値が毀損の危機に瀕しているのか否かを、できるだけ早い段階で探知し、もし、そのような危険が探知される場合には、株主の皆様方のために、防衛の対策を講じることが、当社の経営陣に与えられた責務であると考えます。

この点、当社創業家関係者らの当社株式の保有割合（自己株式を除く。）は、現在、合計で約26.07%でありますところ（別紙2参照）、もし、この保有割合に迫る割合を保有しようと試みる買付者等が出現した場合（保有割合は、上記のとおり、今後、株式の分散化等で低減の可能性があります。）、当該買付者等は、当社創業家に代わり得る大株主の地位を求めるわけですから、当社経営権の支配意思を表明したと推認することができ、そうである以上、当社の経営陣は、その責務として、当社の企業価値が毀損の危機に直面しているのか否かを探知しなければなりません。

そこで、買付者等の保有割合が20%以上となる場合、当該買付行為が、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益を向上させるのか、あるいは、毀損させるのかを、当社の経営に支障を来す混乱が生じる前の早期の段階で見極めるべく、買収防衛策の手続を開始させることにしたのです。

したがって、買付者等の保有割合が20%以上となる場合を手続開始の条件とすることは、相当と考えます。

3. 本プランの内容について

(1) 本プランの対象となる当社株式の買付について

次の①又は②に該当する買付がなされる場合、原則として、本プランに定める手続に従い、本プランは開始されます。

	本プランの手続開始条件	金融商品取引法（以下、「法」といいます。）の根拠
①	当社が発行者である 株券等 (*1) について 保有者 (*2) の 株券等保有割合 (*3) の合計が 20%以上 となる 買付	(*1) 法27条の23第1項の「株券等」で、以下同様です。 (*2) 法27条の23第3項で保有者とみなされる者を含み、以下同様です。 (*3) 法27条の23第4項の「株券等保有割合」で、以下同様です。
②	当社が発行者である 株券等 (*4) について、 公開買付 (*5) に係る株券等の 株券等所有割合 (*6)、 及び、その 特別関係者 (*7) の 株券等所有割合の合計が 20%以上 となる 公開買付	(*4) 法27条の2第1項の「株券等」で、以下②では同様です。 (*5) 法27条の2第6項の「公開買付け」で、以下同様です。 (*6) 法27条の2第8項の「株券等所有割合」で、以下同様です。 (*7) 法27条の2第7項の「特別関係者」（同項第1号に掲げる者については、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」（以下、「内閣府令」といいます。）第3条第1項で定める者を除きます。）で、以下同様です。

(2) 買付者等による当社に対する情報提供

① 買付者等は、上記3.(1)の一覧表に該当する買付又はその提案（以下、総称して「買付等」といいます。）を行う場合には、その実施に先立ち、先ず、当社取締役会に対して、書面にて買付等の意向を表明して頂きます（以下、「意向表明」といいます。）。

当社取締役会は、買付者等から意向表明を受領した場合は適時、意向表明の事実を開示し、公表します。

但し、買付者等が意向表明をせず、すなわち、本プランに定められた手続に従わずに、買付等を実施する場合には、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益を毀損する不当な敵対的買収行為（以下、「不当

な敵対的買収行為」といいます。)と見なします。

また、公開買付の買付者等が、本プランに定められた意向表明に始まる以下の諸手続に従わずに、公開買付開始公告（法第27条の3第1項・第2項、施行令第9条の3第1項・内閣府令第9条）を行う場合には、不当な敵対的買収行為と見なします。

- ② 当社取締役会は、買付者等から意向表明を受領した日から起算して7日以内に、当該買付者等において買付等に際して本プランに定められた手続を遵守して頂く旨の誓約文言等を明記した書面（以下、「誓約書」といいます。）、及び、下記3.(2)①～8)の各号に定める情報（以下、「買付等情報」といいます。）に関する質問事項並びに回答の書式等を明記した書面（以下、「情報提供質問書」といいます。）の各書式を確定の上、署名・押印前の誓約書及び情報提供質問書を買付者等に対して発送又は発信します。

但し、当社取締役会は、本プラン導入の目的（企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益の毀損回避、以下同じ。）に鑑み、本プランの手続開始の必要を認めないと決議したときは、買付者等に対し、誓約書及び情報提供質問書の発送及び発信をしない場合があります。

- ③ 買付者等は、当社取締役会から署名・押印前の誓約書を受領した後、当社取締役会が意向表明を受領した日から起算して15日以内に、当社取締役会の指定する方法で署名・押印の上、当社取締役会に対して誓約書を提出して頂きます。

- ④ 買付者等は、当社取締役会から情報提供質問書を受領した後、当社取締役会が意向表明を受領した日から起算して60日以内に、当社取締役会に対し、指定された書式と方法で、情報提供質問書に対する回答書（以下、「情報提供回答書」といいます。）を提出して頂きます。なお、当社取締役会は、上記提出期限（当社取締役会が意向表明を受領した日から起算して60日以内）内で、買付等情報毎に、別々の提出期限を定めることができるものとします。

- ⑤ 買付者等が上記の各期限内に誓約書又は情報提供回答書を提出しない場合は、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益を毀損する不当な敵対的買収行為と見なします。

- ⑥ 当社取締役会は、誓約書及び情報提供回答書を受領した場合、速やかに、これらを企業価値判定委員会（後記3.(7)に定義され、以下、「判定委員会」といいます。）に提供します。

但し、当社取締役会は、本プラン導入の目的に鑑み、本プランの買収防衛策を発動する必要を認めないと決議したときは、その理由を情報開示の上、判定委員会に誓約書・情報提供回答書を提供しない場合があります。

- ⑦ 判定委員会は、当社取締役会から提供を受けた上記の情報提供回答書の記載内容が買付等情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜、10日以上30日以下の回答期限を定めて追加的に情報提供を求めることができ、この場合、買付者等においては、当該期限までに追加情報を提出して頂き

ます。もし、期限内に回答が無い場合は、不当な敵対的買収行為と見なすことがあります。

なお、誓約書・情報提供回答書の提出があった事実、提供された買付等情報その他の買付等に関連する諸情報の内、開示することが妥当であると判定委員会が判断するものにつきましては、判定委員会が適切と判断する時点で、適切と考える方法にて開示します。

- ⑧ 買付等情報として提出して頂く情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付等の内容により異なりますが、主な項目は、以下のとおりです。

【「情報提供回答書」に記載される「買付等情報」の具体的内容】

- 1) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- 2) 買付の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性・実現可能性等を含みます。）
- 3) 買付等に際しての、第三者との間における意思連絡（連携）の有無、及び意思連絡（連携）が存する場合にはその内容
- 4) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。）
- 5) 買付資金の裏付け（買付資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- 6) 買付後の当社及び当グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（食品事業における安全管理政策、投資政策等を含みます。）
- 7) 買付後における当社及び当グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針
- 8) その他、判定委員会が合理的に必要と判断する情報

- ⑨ 判定委員会は、買付者等から誓約書・情報提供回答書及び判定委員会から追加提出を求められた買付等情報が提出され、十分な情報が提供されたと認められる場合は適時、買付者等の買付等情報の提供が完了した事実を開示し、公表しなければなりません（以下、判定委員会が情報提供完了の事実を開示し、公表する日を「情報提供完了日」といいます。）。

判定委員会は、買付者等から買付等に関して十分な情報が提供されたと認められる場合、判定委員会による情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付等に対する意見形成を行うための時間的猶予として、当該買付等の内容に応じ、情報提供完了日から起算して、次の(A)又は(B)に定める期間（以下、「判定期間」といいます。）を設定します。

(A) 現金（円貨）による公開買付（TOB）による当社全株式の買付の場合は60日

(B) その他の買付の場合には90日

判定委員会は、当社取締役会に対し、情報提供完了日から起算して60日以内で、判定委員会が適宜定める期限までに、当該買付等に対する意見、その根拠資料、代替案、その他判定委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。但し、代替案の提出期限は、後述のとおり、判定期間満了日の5日前までとなります。

なお、買付者等は、判定期間が経過した後に初めて、買付を行うことができます。

(3) 判定委員会による買付内容の検討等

判定委員会は、判定期間内に、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、本プラン導入の目的の下、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。

当社取締役会は、本プラン導入の目的の下、買付者等と協議・交渉を行うことができ、その結果に基づいて、判定期間満了日の5日前までに、判定委員会に対し、買付内容の代替案を提案することができます。判定委員会は、この代替案の提案を受けた場合、直ちに、買付者等に対し、買付内容の代替案を報告し、買付者等が、報告後5日以内又は判定期間満了日の前日のいずれか早い方までに、代替案の検討に応じる意向を示したときは、適宜、10日以上30日以下の回答期限を定め、買付者等に対し、代替案の諾否について回答を求め、この場合、買付者等は当該期限までに代替案の諾否を回答して頂きます。

もし、買付者等が、上記の期限内に検討の意向を表明しない場合、あるいは、回答期限内に代替案の諾否について回答しない場合、買付者等は代替案を拒絶したものと見なします。

代替案の検討のために回答期限が定められた場合、その期限が判定期間を途越える場合には、判定委員会の判定期間は、上記の回答期限の満了日まで延長されます。

判定委員会が、判定期間内に、十分な調査や検討を完了することが困難と認められる特段の合理的事情が存在することを理由として、後記3.(4)で定める本プランの買収防衛策の発動又は不発動に関する勧告を行うに至らないと判断する場合には、判定委員会は、判定期間満了日の5日前までに、その決議により、最大30日を限度として、判定期間を延長することができます（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。

判定委員会は、上記の評価・検討・判断等が企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとします。

なお、判定期間が延長される場合、判定委員会は、決定後速やかに、延長の期間及び理由、その他適切と認める事項についての情報開示を行い、また、買付者等は、延長された判定期間が経過した後に初めて、買付を行うことができます。

(4) 本プランにおける買収防衛策の発動／不発動のプロセス

① 判定委員会による買収防衛策を発動する旨の勧告

判定委員会は、買付者等が上記3. (2) 及び (3) に定める情報提供その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合、又は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討の結果あるいは買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付が次の1)～6) に定める要件のいずれかに該当し、企業価値又は当社株主の皆様方の共同利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付であると認められる場合（侵害・毀損をもたらすおそれと本プランの買収防衛策の発動による影響とを比較考量して、買収防衛策を発動することが相当であると認められる場合に限りです。）には、判定期間の満了日までに、当該買付が不適切な買付に該当するとして、当社取締役会に対して、買収防衛策の発動（具体的な措置内容は後記3. (5) のとおりです。）を勧告します。

判定委員会がこの勧告を行う場合、判定委員会は、当該勧告の概要その他判定委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

【買収防衛策の発動を勧告する場合の要件】

- 1) 次に掲げる(a)～(d)のいずれかの行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害・毀損をもたらすおそれのある買付である場合
 - (a) 買い付けた株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- 2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- 3) 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付である場合
- 4) 当社株主に対して、買付等情報その他買付の内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- 5) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本質的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合
- 6) 買付者等による買付後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、顧客の健康等食品事業の安全性の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付である場合

② 買収防衛策の発動後の中止

判定委員会が買収防衛策の発動を勧告し、当社取締役会が買収防衛策を発動した後であっても、次のア) 又は イ) の事由が認められる場合、判定委員会は、当社取締役会に対し、買収防衛策の発動を中止する旨の勧告を行うことができます。

ア) 買付者等が買付を撤回した場合、その他買付等の状況が解消された場合

イ) 上記3. (4) ①の発動勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が上記3.

(4) ①1) ~6) に定める要件のいずれにも該当しないと判断するに至った場合

買収防衛策の発動を中止する旨の勧告を行う場合、判定委員会は、当該勧告の概要その他判定委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

本プランにおける買収防衛策の中核は、後記のとおり、会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当てとなります。

判定委員会が、買収防衛策（本プラン）の発動を勧告した場合、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重しますので、本プランに基づき、新株予約権の無償割当てを決議することになります。そして、その決議の際、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを受けた株主が新株予約権者となる日、すなわち、新株予約権無償割当てがその効力を生じる日（以下、「無償割当効力発生日」といいます。）、及び、その無償で割り当てられた新株予約権を行使できる期間の最終日（末日）を定めます。

一般に、株主に新株予約権が割り当てられ、株主が新株予約権者となる日（上記のとおり、本プランでは、この日を「無償割当効力発生日」といいます。）から起算して3営業日前から、証券取引市場では、権利落ちと呼ばれる現象、すなわち、時価を下回る価格での株式売買が行われるという現象が生じます。

つまり、新株予約権の無償割当効力発生日から起算して4営業日前を経過した段階で、もし、買収防衛策の発動が中止されてしまいますと、株式市場に権利落ちという影響を残しつつも、実際には、新株が発行されないことになり、株主間の公平を害し、また、権利落ちの価格で株式を売却した株主には、不測の損害を与えることに成り兼ねません。

そこで、判定委員会が、上記の ア) 又は イ) の事由が認められるとして、当社取締役会に対し、買収防衛策の発動を中止する旨の勧告を行うことができる期限は、新株予約権の無償割当効力発生日から起算して5営業日前迄とし、また、当社取締役会が判定委員会からの中止勧告に基づいて買収防衛策（本プラン）の発動を中止することができる期限は、新株予約権の無償割当効力発生日から起算して4営業日前迄とさせていただきます。

なお、上記の中止の場合、新株予約権の割当ては行われぬものとします。

③ 判定委員会による買収防衛策を発動しない旨の勧告

判定委員会は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討並びに買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付が、上記3.(4)①1)～6)に定める要件のいずれにも該当しないと判断するに至った場合、又は、当社取締役会が判定委員会の要求にもかかわらず上記3.(2)⑨に規定する意見及び判定委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、買収防衛策の不発動を勧告します。

この場合、判定委員会は、当該勧告の概要その他判定委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

但し、判定委員会は、判定期間内において、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付が上記3.(4)①1)～6)に定める要件のいずれかに該当するに至った場合には、改めて、買収防衛策（本プラン）の発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。かかる場合、判定委員会は、当該勧告の概要その他判定委員会が適切と認める事項について、決議後速やかに、情報開示を行います。

なお、判定委員会の勧告に基づき、買収防衛策が発動されず、かつ、判定期間が経過した場合に、当該勧告の前提となった事実関係等と異なる状況の下で、当該買付者等が、さらに、買付等を行う場合、当該買付者等には、新たに取締役会に対して意向表明をして頂きます。

④ 当社取締役会による判定委員会勧告の尊重

当社取締役会は、上記3.(4)①乃至③による判定委員会の勧告を最大限尊重し、買収防衛策（本プラン）の発動（具体的な措置内容は後記3.(5)に記載のとおりです。）、又は、不発動を最終的に決定致します。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

なお、買付者等が本プランの定める手続に従わず、買付等を強行する場合、当社取締役会は、判定委員会の勧告を待つことなく、買収防衛策を発動することができます。

⑤ 本プランの許容性及び妥当性

1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏襲するものです。

2) 株主意思の重視

当社は、下記3.(6)に記載のとおり、2020年6月に開催される第60回定時株主総会において、本プランの継続について、株主の皆様方のご意思を確認させていただきます。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、本プランはその時点で廃止されます。

さらに、当社の取締役は任期が1年で、毎年、当社の定時株主総会で選任され、また、取締役会が本プランの廃止を決定できることから、本プランは、当社株主の皆様方のご判断で、毎年の取締役の選任手続を通じて、間接的に廃止させることも可能です。

このように、本プランの導入・継続・廃止には、株主の皆様方のご意思が反映されます。

3) 客観的要件の設定

本プランは、上記3.(4)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように制度設計されています。

4) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社取締役会における本プランの発動又は不発動の決定は多数決が採用されますので、株主総会で取締役会を構成する取締役の半数以上が交替した場合に、少数派の取締役らによる発動は不可能であり、本プランは不当なデッドハンド型買収防衛策に該当しません。

また、当社取締役は、全員が、毎年、定時株主総会で選任されますので、取締役の全員交替は可能であり、本プランは不当なスローハンド型買収防衛策にも該当しません。

(5) 買収防衛策（本プラン）の具体的内容

上記3.(4)による本プラン（買収防衛策）は、以下に記載する会社法第277条に基づく新株予約権（以下、「本プラン新株予約権」といいます。）の株式無償割当ての方法によります。

① 本プラン新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会は、別途、会社法第278条第3項・第1項3号に基づき、無償割当効力発生日（＝新株予約権の無償割当てを受けた株主が新株予約権者となる日＝新株予約権無償割当てがその効力を生じる日）を定め、同法第279条第2項に基づき、同日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、同日の後遅滞なく、所有株式（自己株式は除きます。）1株に対し、本プラン新株予約権1個の割合で割り当てられた旨等を通知します。

- ② 本プラン新株予約権の割当総数
無償割当効力発生日の最終の発行済株式総数（自己株式を除きます。）を上限とします。
- ③ 本プラン新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本プラン新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本プラン新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、別途調整等がない限り、1株とします。
- ④ 本プラン新株予約権の価額
無償とします。
- ⑤ 本プラン新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
本プラン新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。
- ⑥ 本プラン新株予約権の行使期間最終日（末日）
当社取締役会は、会社法第278条第3項・第1項3号に基づき、無償割当効力発生日を定め、同法第279条第2項に基づき、同日の後遅滞なく、新株予約権の無償割当てを受けた株主に対し、その旨を通知しますが、同条第3項は、新株予約権の権利行使期間の最終日（末日）について、その通知（配達）の日から2週間以上を要することを規定しているため、無償割当効力発生日から2週間以上経過した日を以って、本プラン新株予約権の行使期間の最終日（末日）と決定します。
- ⑦ 本プラン新株予約権の割当中止
上記のとおり、判定委員会が、上記3.(4)②の ア) 又は イ) に基づき、当社取締役会に対し、中止の勧告を行うことができる期限は、無償割当効力発生日から起算して5営業日前迄とし、また、当社取締役会が判定委員会からの中止勧告に基づいて無償割当てを中止することができる期限は、無償割当効力発生日から起算して4営業日前迄とさせていただきます。
- ⑧ 本プラン新株予約権の行使条件（行使適格を認められない者の要件）
以下の一覧表(ア)乃至(カ)に記載された者は、原則、本プラン新株予約権を行使することができません。また、国内外の適用法令上、本プラン新株予約権の行使に所定の手続が必要となる非居住者も、原則、本プラン新株予約権を行使することができません。なお、当社は、買付者等が有する新株予約権を取得するために金銭を交付することは想定しておりません。

	行使できない者	意義 (以下、「法」とは金融商品取引法のこと)
(ア)	特定大量保有者	= 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者
(イ)	(ア) の共同保有者	= 法27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
(ウ)	特定大量買付者	= 公開買付 (TOB) によって当社が発行者である株券等 (法27条の2第1項の「株券等」で、以下同様です。) の買付等 (同条項の「買付け等」で、以下同様です。) の公開買付開始公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者。
(エ)	(ウ) の特別関係者	= 法27条の2第7項の「特別関係者」(同項第1号に掲げる者については、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第3条第1項で定める者を除きます。) で、以下同様です。
(オ)	上記 (ア) 乃至 (エ) 記載の者から本プラン新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者	
(カ)	上記 (ア) 乃至 (オ) 記載の者の関連者	= 「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配され、もしくは、その者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。

⑨ 本プラン新株予約権の譲渡制限

本プラン新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要します。すなわち、当社取締役会の承認を得ずに行われた本プラン新株予約権の譲渡は、当社との関係で効力が生じません。

⑩ 本プラン新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、法令上、本プラン新株予約権の無償割当てを受けることができないので (会社法第278条第2項)、本プラン新株予約権について、会社法第276条に基づく消却の条件は定めないものとします。

なお、本プラン新株予約権を当社株式と引換えに当社が取得できる旨の条項 (取得条項) を加える等、本プランを変更するには、以下のとおり、株主の皆様方から当社の株主総会でご承認を頂く必要があります。

(6) 本プランの有効期間と導入・継続・変更・廃止の手続について

本プランの導入・継続・変更は、当社株主総会において、当社定款第17条第1項の規定にかかわらず、当社定款第48条第3項に基づき、会社法第309条第1項の普通決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を以て行われる決議）で承認されることが必要となります。

そして、本プランの有効期間は、当社株主総会において、本プランの導入・継続・変更が、当社定款第48条第3項に基づく普通決議（会社法第309条第1項）で承認された後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

すなわち、2020年6月に開催される第60回定時株主総会において、本プランの継続が承認された場合、本プランは、その後変更又は廃止の手続がなければ、2023年6月に開催される定時株主総会の終結時まで、効力を有します。

但し、有効期間の満了前でも、(ア)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は、(イ)当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

また、本プランの変更には、当社定款第48条第3項に基づく普通決議（会社法第309条第1項）の承認が必要であるところ、本プランの有効期間中に本プランが変更された場合には、変更後の本プランの有効期間は、当社株主総会において、本プランの変更が当社定款第48条第3項に基づく普通決議（会社法第309条第1項）で承認された後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

そして、今後、関係法令等の改正・整備、さらには、判決・裁判例等を踏まえ、企業価値ひいては株主共同利益の向上の観点から、適宜必要に応じて、本プランの見直し、もしくは、変更を検討し、その結果を議案として当社株主総会で提案させていただきます。

また、当社は、本プランに関する重要な事実又は情報、その他当社取締役会又は判定委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 判定委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動・不発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した者のみから構成される企業価値判定委員会（既述の「判定委員会」です。）を設置します。判定委員会は3名以上の委員により構成され、委員は、当社取締役会が当社の監査等委員である社外取締役、並びに、企業経営あるいは企業買収の理論と実務に精通した社外の有識者（会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）から選任します。

現在、判定委員会を構成する各委員の氏名及び略歴は、(別紙1)のとおりです。判定委員会の決議は、原則、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。やむを得ない事情がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

なお、判定委員会は、判別のプロセスについて、報告書にまとめ、適時、開示します。

(8) 株主及び投資家の皆様への影響

- ① 買付者等が本プランの定める上記の諸手続に従わない場合
買付者等が、意向表明等、上記3.(2)における本プランの定める諸手続に従わない場合、不当な敵対的買収行為と見なします。
- ② 本プラン導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響
本プランが発動されない限り、本プラン新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。
- ③ 本プラン新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響
買収防衛策（本プラン）の発動及び本プラン新株予約権の株式無償割当てが決議された場合、無償割当効力発生日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様方に対し、保有株式1株につき1個の割合で、本プラン新株予約権が無償にて割り当てられます。
かかる割当てを受けた当社株主の方が、所定の権利行使期間内に、後記3.(8)④3) 記載の所定の手続を経なかった場合、他の株主の皆様方による本プラン新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化（保有割合の低減）が生じます（但し、当社が本プラン新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合には、当社が取得の手続を取れば、この株主の方は、後記3.(8)④3) 記載の手続を経ることなく、当社による本プラン新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、希釈化は生じません。）。
- ④ 株主割当による本プラン新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続
 - 1) 無償割当効力発生日における最終の株主名簿
当社取締役会は、買収防衛策（本プラン）の発動及び株式無償割当てを決議した場合、無償割当効力発生日を定め、これを公告します。株主の皆様におかれましては、通知及び公告された本プラン新株予約権の行使期間の最終日（末日）迄に、ご利用の口座管理機関（証券会社等）を介して、証券保管振替機構で必要な手続の完了をご確認下さい。
 - 2) 本プラン新株予約権の申込の手続
本プランは、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法によって、当社株主の皆様方に本プラン新株予約権が割り当てられますので、新株予約権の申込手続は不要で、無償割当効力発生日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様方は、当該新株予約権無償割当ての無償割当効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

3) 本プラン新株予約権の行使の手続

当社は、無償割当効力発生日の経過後、遅滞なく、無償割当効力発生日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様方に対し、本プラン新株予約権の内容等を通知するとともに、行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本プラン新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。

株主の皆様方におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使の最終日（末日）迄に、これらの必要書類を提出したうえ、本プラン新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本プラン新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

但し、当社が、法令に基づき、本プラン新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した本プラン新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本プラン新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。）。

以 上

(別紙1)

企業価値判定委員会 各委員の略歴

2020年5月14日現在

尾崎 弘之

1984年 3月	：東京大学 法学部 第Ⅱ類卒業
1984年 4月—1993年 5月	：野村證券
	(1990年 5月：ニューヨーク大学MBA取得)
1993年 6月—1995年 8月	：モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド
1995年 9月—1997年 4月	：ゴールドマン・サックス証券会社
1997年 5月—2001年 5月	：ゴールドマン・サックス投信 執行役員 営業本部長
2001年 5月—2002年 8月	：ソフトバンク・インベストメント バイオ事業準備室長
2002年 8月—2004年 1月	：バイオビジョン・キャピタル 常務取締役
2004年 4月—2005年 5月	：ディナベック株式会社 (遺伝子治療ベンチャー) 取締役
	(2005年 3月：早稲田大学大学院博士後期課程修了 博士 (学術))
2005年 5月—2015年 3月	：東京工科大学大学院アントレプレナー専攻 教授
2012年 6月—2016年 6月	：当社社外監査役
2015年 4月—現在	：神戸大学経営学研究科教授
2016年 4月—現在	：神戸大学科学技術イノベーション研究科教授

砂川 伸幸

1989年 3月	：神戸大学経営学部 卒業
1989年 4月—1993年 3月	：新日本証券 (現みずほ証券)
1993年 4月—1995年 3月	：神戸大学大学院経営学研究科博士課程
1995年 4月—1997年 3月	：神戸大学経営学部助手
1997年 4月—2007年 3月	：神戸大学大学院経営学研究科助教授
2007年 4月—2016年 3月	：神戸大学大学院経営学研究科教授
2016年 4月—現在	：京都大学経営管理大学院教授
	(2000年：神戸大学経営学 博士)

井 口 寛 司

1985年 3 月	： 中央大学法学部法律学科卒業
1986年10月	： 司法試験合格
1987年 4 月—1989年 3 月	： 司法修習（41期）
1989年 4 月—1994年 1 月	： 弁護士登録、三宮法律事務所在籍
1994年 2 月—現在	： 弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (ただし、法人化は2005年10月)

以 上

(別紙2)

(2020年3月31日現在)
〔持株比率は自己株式を含む〕

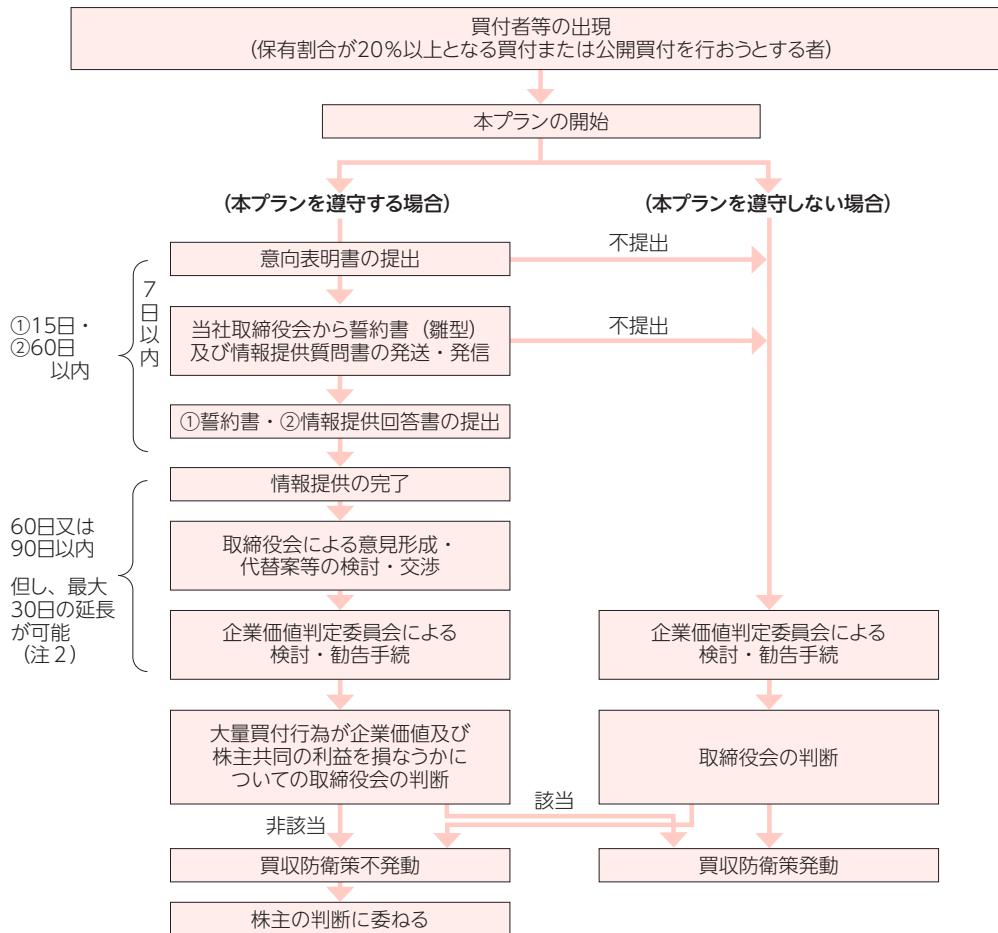
上位10名株主

株主氏名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 ミ ニ マ ル 興 産	6,194,173	17.70
フ ジ ッ コ 株 式 会 社	4,940,649	14.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,787,200	5.10
福 井 正 一	1,021,863	2.92
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	895,140	2.55
住 友 生 命 保 険 相 互 株 式 会 社	854,000	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	695,800	1.98
田 中 久 子	616,834	1.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	550,919	1.57
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	494,887	1.41
合 計	18,051,465	51.58

以 上

(別紙3)

大量買付行為が開始された場合のフローチャート



- (注) 1. 上記フローチャートは、本プランに対する理解を容易にすることを目的とした参考資料であり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。本プランの詳細については、本文をご参照下さい。
2. 現金を対価とする公開買付の場合は原則として60日、それ以外の買付の場合は原則として90日です。但し、企業価値判定委員会が、特段の合理的事情があると認める場合、最大30日間延長できますので、それぞれ、90日又は120日以内となることがあります。(なお、判定期間をさらに延長する場合があります。)

以上

株主総会会場 ご案内図

日時 2020年6月23日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

会場 当社 2階FFホール

神戸市中央区港島中町6丁目13番地4 電話 078-303-5911

■最寄駅のご案内

ポータライナー
「市民広場駅」
下車徒歩約3分

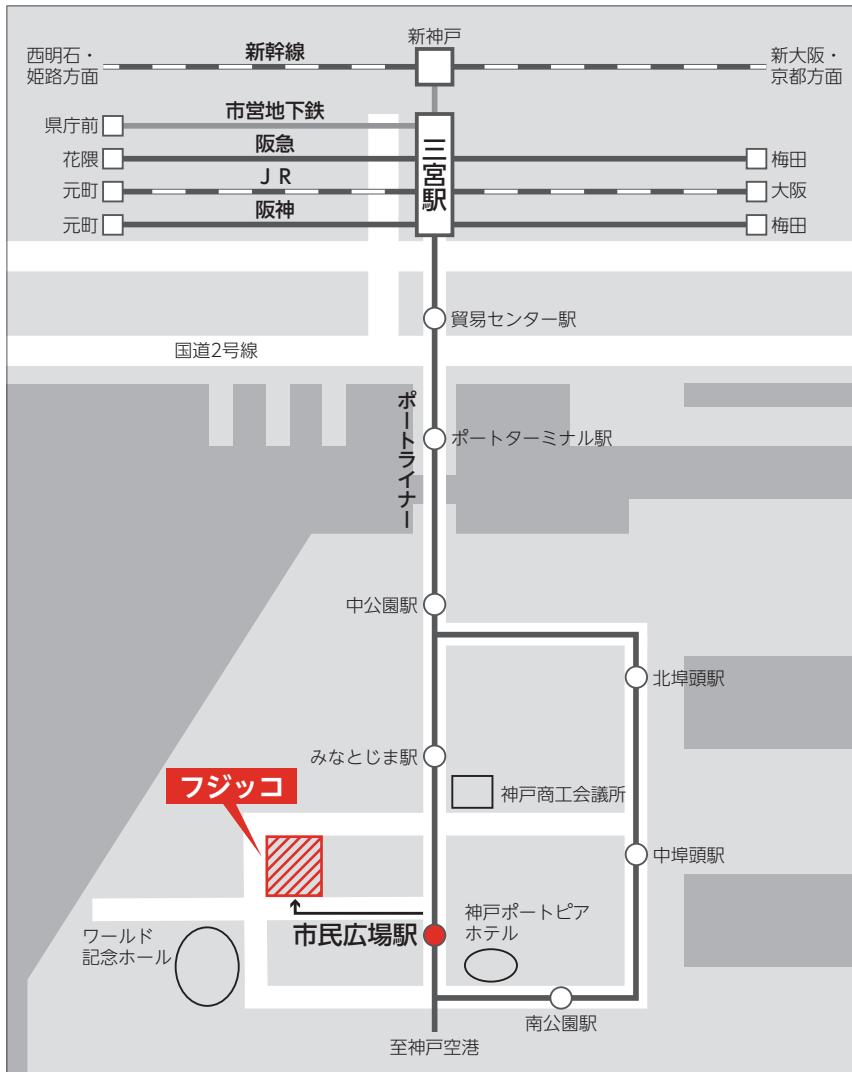
※ポータライナー「三宮駅」から
お越しの際は、神戸空港行・
北埠頭行のいずれにご乗車い
ただいても結構です。

※専用駐車場のご用意がござい
ませんので、お車での来場
はご遠慮願います。

昨年と会場が異なりますの
で、お間違いのないようご
留意ください。

お土産のご用意及び商品展
示会はございません。何卒、
ご理解賜りますよう、よろし
くお願い申し上げます。

議決権の行使は、郵送、ま
たはスマートフォン等による
インターネットでのご行使が
可能です。新型コロナウイルス感
染拡大防止のため、
ぜひご活用ください。



フジッコ株式会社

<https://www.fujicco.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。